

佐賀市上下水道局における地域建設業経営強化融資制度に伴う工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐賀市と建設工事請負契約を締結している請負者のうち、中小・中堅元請建設業者（原則として、資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の建設業者をいう。以下「元請負人」という。）が、「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国総建第197号、国総建整第154号）により創設された地域建設業経営強化融資制度に基づき工事請負代金債権を譲渡すること（以下「債権譲渡」という。）について、佐賀市建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第5条第1項ただし書の規定により佐賀市が承諾する場合の取扱い等必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 佐賀市が債権譲渡の承諾を行うに当たり対象とする工事（以下「対象工事」という。）は、佐賀市と元請負人との間で契約を締結している建設工事のうち、次に掲げる工事を除く工事とする。

- (1) 附帯工事、受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事（受託工事、協定書等に基づく負担金を財源とする工事で、債権を譲渡してはならない旨の定めがある工事をいう。）
- (2) 次に掲げる工事を除く、債務負担行為及び歳出予算の繰越等工期が複数年度にわたる工事
 - ア 債務負担行為の最終会計年度の工事であって、かつ、当該年度内に完了が見込まれる工事
 - イ 前年度から繰り越された工事であって、かつ、現年度内に完了が見込まれる工事
- (3) 佐賀市が役務的保証を必要とする工事
- (4) 一般競争入札に係る低入札価格調査実施要領（平成20年4月1日施行）第2条の低入札調査の対象となった者と契約を締結した工事
- (5) その他元請負人の施工する能力に疑義が生じている等債権譲渡を承諾するに当たり不適當な事由がある工事

(譲渡債権の範囲)

第3条 工事請負代金債権を譲渡できる額の範囲は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 対象工事が完成した場合 建設工事請負契約書に規定する検査に合格し、佐賀市が引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額（当該工事請負代金額

に変更が生じた場合は、変更後の額。次号において同じ。) から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する佐賀市の請求権に基づく金額を控除した額

- (2) 対象工事の建設工事請負契約が解除された場合 建設工事請負契約書に規定する検査に合格し、佐賀市が引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の佐賀市の請求権に基づく金額を控除した額

(債権譲受人)

第4条 債権を譲り受けることができる者(以下「債権譲受人」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 事業協同組合(事業協同組合連合会等を含む。)又は特例民法法人である建設業者団体
- (2) 建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る元請負人への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として、一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、元請負人への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者
- (債権譲渡の承諾の時期)

第5条 債権譲渡の承諾を行う時期は、対象工事の出来高(第2条第2号アに該当する場合は、最終年度の工事における出来高)が、2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

(債権譲渡の承諾の手続)

第6条 債権譲渡の承諾申請に際しては、債権を譲り渡そうとする元請負人(以下「債権譲渡人」という。)と債権譲受人が共同して、次に定める書類を佐賀市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)に提出しなければならない。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書(様式第1号) 3通
- (2) 管理者が債権譲渡を承諾することを成約条件とした債権譲渡契約証書(以下「債権譲渡契約証書」という。)の写し 1通
- (3) 工事履行報告書(様式第2号) 1通
- (4) 債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書(発行日から3箇月以内のものに限る。) 各1通
- (5) 保証委託契約約款等において工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該保証人等の承諾書 1通

(債権譲渡の承諾等の手続)

第7条 管理者は、前条の規定により提出のあった書類について、受理後速やかに、確認するものとする。

- 2 管理者は、確認の結果、債権譲渡を承諾するときは、確定日付を付した債権譲渡

承諾書（様式第1号）により、債権譲渡人及び債権譲受人それぞれに通知する。

- 3 管理者は、確認の結果、債権譲渡を承諾しないときは、債権譲渡不承諾通知書（様式第3号）に理由を付し、債権譲渡人及び債権譲受人それぞれに通知する。
- 4 前2項の規定による承諾又は不承諾の通知は、申請書類を受け付けた日の翌日から5日以内（佐賀市の休日に関する条例（平成17年佐賀市条例第2号）第1条に規定する市の休日を除く。）に行うものとする。
- 5 管理者は、債権譲渡の申請及び承諾の状況について、債権譲渡整理簿（様式第5号）を作成し、管理しなければならない。

（融資実行の報告）

第8条 債権譲渡人及び債権譲受人は、管理者による債権譲渡の承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行されたときには、速やかに、連署にて融資実行報告書（様式第4号）を管理者に提出しなければならない。

- 2 債権譲渡人は、金融機関から対象工事に関する資金の貸付けを受けるため、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）による金融保証を受けた場合には、速やかに、管理者に公共工事金融保証証書の写しを提出しなければならない。
- 3 管理者は、融資実行報告書を受領した場合は、遅滞なく、工事請負代金の振込先を債権譲受人の指定する口座に変更する手続を行うものとする。

（債権金額の請求）

第9条 債権譲受人は、確定した債権金額を請求するに当たり、次の書類を管理者に提出しなければならない。ただし、第4号の書類については、登録上の印鑑が債権譲渡の承諾申請時と同一の場合には省略することができる。

- (1) 請負金請求書（成工） 1通
- (2) 債権譲渡承諾書の写し 1通
- (3) 債権譲渡契約証書の写し 1通
- (4) 債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書（発行日から3箇月以内のものに限る。） 各1通

- 2 前項の書類を提出する時期は、債権譲渡人が工事目的物の引渡しを行った日以後（対象工事の建設工事請負契約が解除された場合においては、当該対象工事の出来形部分の引渡しを行った日以後）とする。

附 則

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、地域建設業経営強化融資制度の適用期間の終了をもって、その効力を失う。